

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

(平成30年奈良市条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害福祉サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(管理者の特例)

第5条 障害福祉サービス事業所の管理者は、常勤の者でなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第6条 障害福祉サービス事業者がその事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第7条 障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害福祉サービス事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(6) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(勤務体制の確保等の特例)

第8条 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第9条 障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 障害福祉サービス事業者(療養介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第10条 障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(報告)

第11条 障害福祉サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害福祉サービス基準の附則（第2条及び第4条から第6条までを除く。）及び障害福祉サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第7条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。